

受付印

軽自動車税(種別割)減免申請書[身体障害者等用]

岩国市長様 令和 年 月 日
 岩国市税条例第90条第2項の規定により軽自動車税(種別割)の減免を申請します。

① 納税義務者 ※障害者および障害者と同一生計の方以外は減免対象となりません	住所		
	氏名	生年月日:明・大・昭・平・令 年 月 日	
	電話番号	②との続柄	
	個人番号		
減免対象	令和 年度	納税通知書番号	税額 円
② 身体障害者等 <input type="checkbox"/> ①と同じ ⇒ 記入不要	住所		
	氏名	生年月日:明・大・昭・平・令 年 月 日	年齢 歳
	電話番号		
身体障害者手帳等	別添のとおり		
③ 運転者 <input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ②と同じ ⇒ 記入不要	住所		
	氏名	生年月日:明・大・昭・平・令 年 月 日	②との続柄
運転免許証	別添のとおり		
軽自動車等について	車両番号 (標識番号)		別添のとおり
軽自動車等の 使用目的	<input type="checkbox"/> 日常生活のため <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 通院・通所 <input type="checkbox"/> 仕事(生業) <input type="checkbox"/> 入院(入所)中の一時帰宅		

*申請に必要な書類等は、裏面をご確認ください。
 *減免を受けようとする方は、この申請書を納期限までに提出してください。

※ここから下は何も記入しないでください※

添付書類 確認欄	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 車検証 ※手帳に減免受付印を押印する	納税通知書	窓口/郵送 一般/口座
	<input type="checkbox"/> 生計同一であることが確認できるもの 住基により 健康保険証 通帳 身体障害者手帳等 その他()		
	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 納税通知書に減免受付印を押印して返却		
	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できるもの 個人番号カード 通知カード 番号付の住民票 その他() <input type="checkbox"/> 納税義務者の本人確認書類 ※納税義務者以外の方が申請にこられた場合 <input type="checkbox"/> 代理権が確認できるもの・・・戸籍謄本、委任状、その他() <input type="checkbox"/> 代理人の本人確認・・・個人番号カード、運転免許証、その他()		
※税制班用備考欄			受付者 _____

1. 身体障害者等につき減免の対象となる軽自動車等の要件

- (1) 障害者本人が所有し、障害者本人が運転する軽自動車等
- (2) 障害者本人が所有し、専ら障害者のために当該障害者と生計を一にする方若しくは当該障害者を常時介護する方が運転する軽自動車等
- (3) 障害者と生計を一にする方が所有し、障害者本人又は専ら障害者のために当該障害者と生計を一にする方若しくは当該障害者を常時介護する方が運転する軽自動車等

※減免となるのは、障害者1人につき普通車を含め1台のみ。事業用の車は対象外

※減免の対象となる障害の区分、等級については、お問い合わせください。

2. 申請手続き

- (1) 申請場所：岩国市役所課税課、各総合支所、各支所

※出張所での手続きはできません。

- (2) 申請期限：納税通知書発送後、納期限まで

- (3) 申請に必要なもの(身体障害者等)

減免申請書[身体障害者等用]	この申請書
身体障害者手帳等	賦課期日（4月1日）時点で有効なもの
運転免許証	
車検証	軽自動車については種別が「自家用」に限る
納税通知書	なくても受付可
<p>◎マイナンバーに関して</p> <p>※申請書を提出する際に以下の書類が必要</p> <p>《納税義務者本人が申請する場合》</p> <p>①納税義務者のマイナンバーが確認できるもの 例) 個人番号カード、通知カード、番号付の住民票など</p> <p>②納税義務者の本人確認書類 例) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など</p> <p>《代理人が申請する場合》</p> <p>①納税義務者のマイナンバーが確認できるもの</p> <p>②代理人の本人確認書類</p> <p>③代理権が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人…戸籍謄本等 ・任意代理人…委任状 ・上記の書類の提出が困難な場合…本人しか持ち得ない書類（健康保険証等） 	

※以下に該当する場合は上記の書類以外にも提出書類が必要です。

納税義務者又は運転者が障害者本人以外	運転者が常時介護者
<p>○申立書 ※窓口にあります</p> <p>○生計同一であることが確認できる書類 別居の場合⇒健康保険証、生活費等支出の確認ができるもの 等</p> <p>同居の場合⇒不要</p>	<p>○世帯全員の身体障害者手帳等</p> <p>○軽自動車運行計画書</p> <p>○誓約書</p> <p style="text-align: right;">} 窓口にあります</p>

3. お問い合わせ先

岩国市役所課税課 税制班 TEL 0827-29-5053

各総合支所市民福祉課、各支所市民福祉班